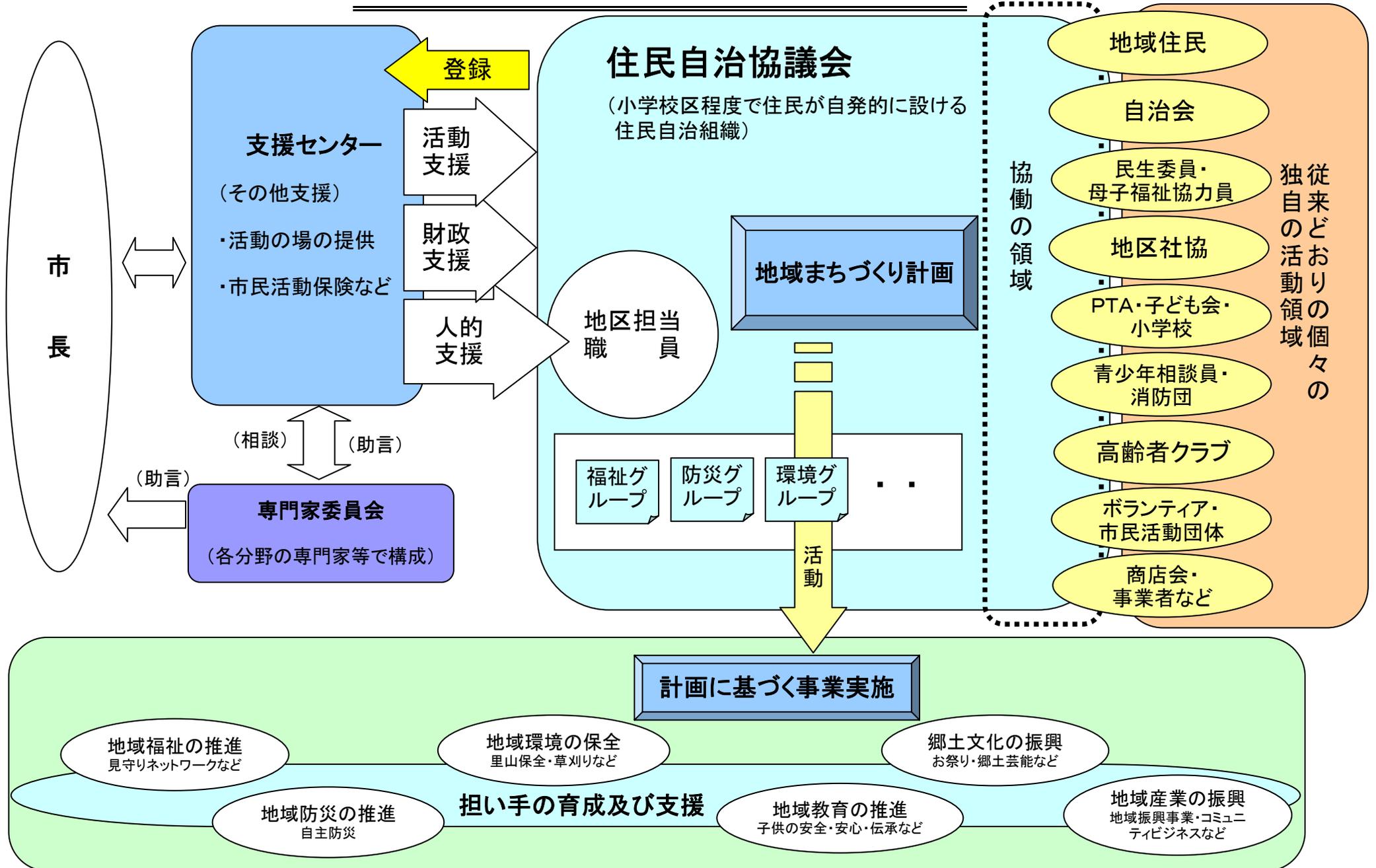


香取市まちづくり条例(案)

かとり の 風

資料1

市民と職員の協働 地域の約束 イメージ



支援センターについて（案）

資料2

支援センターは、住民自治協議会の設立、地域まちづくり計画策定、計画に基づく活動などが円滑に進むよう支援を行います。

1 支援体制

各区事務所に、支援センターを設置し職員を配置。

2 業務内容

- 検討会の開催。
- 準備会の開催。
- 住民自治協議会登録手続きの支援。
- 地域まちづくり計画書の取りまとめ支援。
- 財政支援の受付など。
- 会議開催場所の提供。
- 備品等の貸出し。
- 関係部署との連絡調整。
- 情報提供。
- 相談窓口など。

地区担当職員制度について（案）

資料3

地区担当職員は、住民自治協議会の運営等を支援し、行政と市民との協働のまちづくりを推進するために、地域に出向き支援を行う職員です。

1 職員体制

住民自治協議会単位で、3～6名程度のチーム制で配置。
リーダー1名、メンバー2～5名で構成。

2 業務内容

- 準備会への出席。
- 住民自治協議会設立に関する助言。
- 地域まちづくり計画書策定の意見集約。
- 活動会議への出席。
- 活動実践のための助言等。
- 関係部署との連絡調整。
- 情報提供など。

財政的支援について(案)

資料 4

(趣旨) 市民協働によるまちづくりを積極的に推進し、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とし、住民自治協議会が行う活動に対して補助金を交付します。

①住民自治協議会計画策定補助金 (設立時に一度だけ交付)		補助率100%
<p>住民自治協議会の設立から事業開始までの間の、地域まちづくり計画の策定を中心とする活動に要する経費への補助。 【例】計画策定会議や研修会の開催、地域課題把握のための地域住民へのアンケート、広報紙の発行など。</p>		<p>住民自治協議会ごとに 上限額 調整中</p>
②住民自治協議会事業補助金 (各年度ごとに交付)		補助率100%
<p>1. 公益的事業 「地域まちづくり計画」に基づく、地域の活性化や課題の解決が図られるものとして、地域住民の支え合いと各種団体等の横の連携により自主的に実施する公益的な事業。 【例】広報紙の発行、里山の整備、生涯学習教室の開催、防犯パトロール、放課後児童の見守り、高齢者世帯の把握など。</p>	必ず取組む必要があります。	<p>住民自治協議会ごとに 上限額 調整中 (人口割増あり)</p>
<p>2. コミュニティ維持形成事業 「地域まちづくり計画」に基づく、住民相互の支えあいや団体相互の連携を醸成することなどに資する事業。 【例】地域交流イベント、レクリエーション等の事業など。</p>	事業補助金の上限の50%以内	
<p>3. 組織育成事業 各種団体等の連携・調整や組織の形成のための会議や役員の研修などに関する事業。 【例】総会などの会議や研修会の開催、「地域まちづくり計画」に関する修正等の検討など。</p>	事業補助金の上限の10%以内	